

那賀児童福祉施設組合

母子生活支援施設

粉河むつみホーム



名 称	粉河むつみホーム
所 在 地	和歌山県紀の川市粉河 1 1 8 0
運営主体	紀の川市・岩出市
管 理 者	紀の川市長
種 別	児童福祉法による母子生活支援施設
T E L	0 7 3 6 - 7 3 - 2 3 3 1
F A X	0 7 3 6 - 7 3 - 5 1 6 1
E - M A I L	mutumi@proof.ocn.ne.jp

1. 沿革

昭和 30 年 8 月 1 日那賀郡粉河町外 23 ヶ町村粉河母子寮一部事務組合の運営で認可新設、その後昭和 35 年 12 月 1 日那賀郡町村児童福祉施設組合に、また平成 17 年 11 月 7 日市町村合併に伴い那賀児童福祉施設組合と名称変更されました。

2. 施設の概要

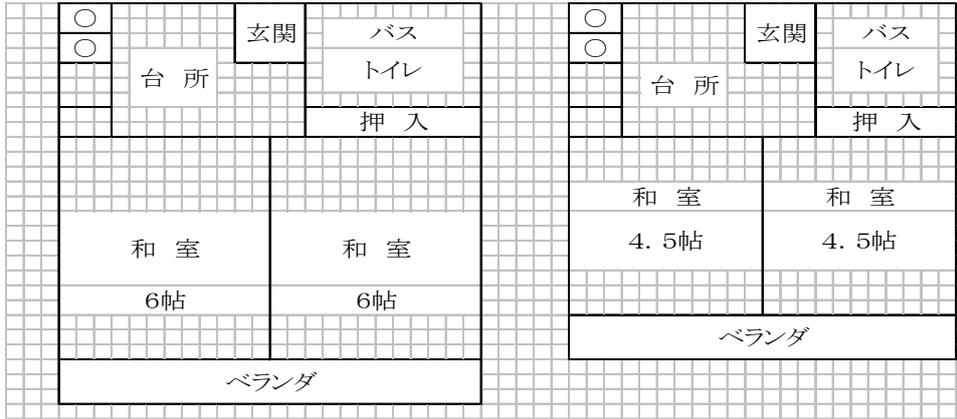
- 職員数 10名(所長・母子支援員・少年指導員・保育士・用務員・心理療法士)
- 敷地面積 3,999.16 m²
- 建物の構造 鉄筋コンクリート 3 階建
- 建物の面積 延べ面積 1,398.71 m²



- 1階(管理棟) 玄関、事務室、所長室、宿直室、面会室、集会室、学習室、医務室、調理室、トイレ、入所者物置、緊急一時保護室、保育室、相談室
- 2.3階(居室) 居室 2DK (Aタイプ 12室・Bタイプ 8室 合計 20室)

Aタイプ

Bタイプ



- 設備概要
- <各室> 冷暖房完備 照明器具 バストイレ等
 - <共用> 軽自動車駐車場 駐輪場 運動場



3. 事業目的

児童福祉法第 38 条に基づき、配偶者のない母親または、これに準ずる事情のある母親とその子どもが明るく希望を持って安心して日々の生活を送り、子どもを心身共健やかに育てながら一日も早く自立出来るよう、支援する事を目的としています。

4. 事業内容

- ① 生活・就労・子育て・悩み事などに職員が親身になって相談に応じ、母子の精神的、経済的な面の自立を支援します。
- ② 乳幼児を施設内保育所で補完保育します。(病児・一時・イブニング・待機)
- ③ 学童保育を行い、学習・スポーツ活動・遊び・生活のルール等を、個別または集団を通して、子どもの成長を支援します。
小中高生の学習支援(学習塾・家庭教師等)が利用できます。
- ④ 母子が楽しく参加出来る行事をします。
むつみ食堂・1日バスツアー・夕涼み会・DAY キャンプ・手芸教室・講演会・クリスマス会・大掃除・避難訓練…等
- ⑤ 緊急一時保護室を設置し、突然生活の場を失ったり、緊急に避難する必要がある母子が、その日から安心して利用出来ます。
- ⑥ 退所された母子のアフターケアを行います。



学習室



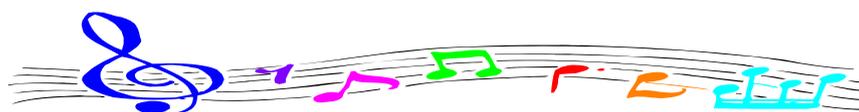
保育室



中庭

5. 職員構成

- 施設長：施設の運営全般について総括します。
- 母子支援員：お母さんの就労や生活、子育てなど生活全般の支援を行います。
- 少年指導員：児童の学習指導、日常生活支援を中心に児童の健全育成を図るための支援を行います。
- 保育士：乳幼児の施設内保育(病児・イブニング・補完保育等)を中心に子育て支援を行います。
- 心理療法士：母親や子ども達の個々の悩みについてカウンセリング、幼児・小学生へのプレイセラピーを行います。



6. 利用できる人

満18歳未満の児童を養育している母子家庭、またこれに準ずる事情にある女性が、生活や子どもの養育などについて困っている場合に、子どもと一緒に利用できます。

部屋代は不要です。諸費用として光熱水費（ガス、電気、水道、し尿浄化槽清掃）等 個人負担になります。



7. 利用の申込

直接粉河むつみホームへお尋ねいただくか、最寄りの福祉事務所へ御相談下さい。

